

すまいる デイサービス ほんわか 運営規程

第1条 (事業の目的)

医療法人永好会 が開設する「すまいる デイサービス ほんわか」(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

第2条 (運営の方針)

1. 指定通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条 (事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 すまいる デイサービス ほんわか
- ② 所在地 愛知県愛西市大井町七川北61番地

第4条 (職員の職種、員数及び職務の内容)

- ① 管理者 1名(常勤：老人ホーム管理者兼務)
管理者は、従業者の管理、業務の実施状況の把握その他管理を一元的に行う。
- ② 従業者
生活相談員 3名(介護職員を常勤兼務3名)
看護職員 3名 常勤1名は老人ホーム看護職員・訪問介護員と兼務
他1名は併設連携医療機関との連携対応
非常勤兼務1名は老人ホーム看護職員、機能訓練指導員と兼務
介護職員 8名(生活相談員を常勤兼務3名 常勤専従1名、他1名は老人ホーム介護職員及び訪問介護員と常勤兼務1名、非常勤兼務2名は老人ホーム介護職員と兼務、非常勤専従1名
機能訓練指導員 2名(専従1名、他1名は看護職員及び老人ホーム看護職員非常勤兼務)

従業者は、指定通所介護の提供を行う。

第5条 (営業日及び営業時間)

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時20分から午後6時20分までとする。
- ③ サービス提供時間 午前9時30分から午後4時40分までとする。

第6条 (指定通所介護の利用定員)

指定通所介護の利用定員は次のとおりとする。

1 単位 28名 (通常規模)

第7条 (指定通所介護の内容及び利用料等)

1. 指定通所介護の内容は次のとおりとし、指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
 - ① 食事の提供
 - ② 入浴 (一般浴、特別浴)
 - ③ 日常生活動作の機能訓練及び機能訓練指導員による機能訓練
 - ④ 健康チェック
 - ⑤ 送迎
2. 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から1キロメートル当たり、100円を徴収する。
3. 食費として、740円を徴収する。
4. おむつ代は、100円、リハビリパンツ代は150円、パット代は50円を徴収する。
5. 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
6. 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名 (記名押印) を受けることとする。

第8条 (緊急時等における対応方法)

生活相談員等は、通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

第9条 (通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は、弥富市、津島市、海部郡 (蟹江町)、愛西市 (石田町、稲葉町、鯛江町、内佐屋町、大井町、大野町、落合町、葛木町、金棒町、甘村井町、北一色町、小茂井町、佐屋町、下一色町、新右エ門新田町、須依町、雀ヶ森町、善太新田町、立田町、戸倉

町、西條町、西保町、早尾町、東條町、東保町、日置町、後江町、福原新田町、本部田町、三和町、宮地町、森川町、山路町、柚木町、四会町)とする。

第10条 (サービスの利用に当たっての留意事項)

1. 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。
2. 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
 - ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
 - ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

第11条 (非常災害対策)

事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

第12条 (虐待防止のための措置に関する事項)

1. 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
2. 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
3. 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施すること。
4. 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第13条 (その他運営についての留意事項)

1. 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修 採用後3ヵ月以内
 - ② 継続研修 年1回
2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
4. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は 医療法人永好会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則) この規程は、令和2年8月1日から施行する。
この規程は、令和2年8月5日より変更する。
この規程は、令和2年12月1日より変更する。
この規程は、令和3年1月1日より変更する。
この規程は、令和3年5月17日より変更する。
この規程は、令和3年6月 1日より変更する。
この規程は、令和3年12月1日より変更する。
この規程は、令和4年4月1日より施行する。
この規程は、令和4年6月1日より施行する。
この規程は、令和5年6月1日より変更する。
この規程は、令和5年7月1日より変更する。
この規程は、令和5年9月1日より変更する。